地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （航空管制運航情報官） | （航空管制運航情報官） |
| **第六十二条**　（略） | **第六十二条**　（略） |
| 2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 2　丘珠空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。 | 一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。 |
| 二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。 | 二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。 |
| 3　関西空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 3　関西空港事務所、松山空港事務所、長崎空港事務所及び大分空港事務所の航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 一～六　（略） | 一～六　（略） |
| 七　電話による航空通信の実施に関すること（空港出張所の所掌に属するものを除く。）。 | （削る） |
| 八　電話による飛行場航空情報に関すること。 | （削る） |
| 九　電話による航空路航空情報に関すること（航空交通管制部長が空港事務所長に委任した場合に限る。）。 | （削る） |
| 4・5　（略） | 4・5　（略） |
| 6　関西空港事務所及び北九州空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。 | 6　関西空港事務所及び北九州空港事務所にあっては、第四項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。 |
| 7　（略） | 7　（略） |
| （航空管制官） | （航空管制官） |
| **第六十五条**　（略） | **第六十五条**　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び広島空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。 | 3　新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。 |
| 4・5　（略） | 4・5　（略） |